

令和3年度 島根県事業承継新事業活動等支援事業 事業承継を契機とした 後継者による新たな取組等を支援します！

中小企業の円滑な事業承継を促進するため、事業承継を契機とした後継者等による新しい取組や、第三者承継により経営資源を引き継ぐ取組に必要な経費の一部を補助します。

補助事業の内容

ポイント 設備投資やITツールの導入などにも活用いただけます

① 島根県事業承継新事業活動等支援補助金（後継者支援型）						
概要	対象経費	対象者	補助率		補助上限(千円)	
				法認定等*1		法認定等*1
事業承継を契機とした後継者等による新しい取組を支援	原材料費、産業財産権取得費、市場調査費、備品機械設備等購入費、施設改修費、撤去費、IT導入費、研修経費、外注費、広報費、展示会等経費等	・後継予定者(65歳未満)が決まっており、5年以内に実施する事業承継計画を有する事業者 ・事業承継実施後2年以内の事業者(代表者が承継時点で65歳未満)	1/2	2/3	1,000	2,000

② 島根県第三者承継・統合型支援補助金				
概要	対象経費	対象者	補助率	補助上限(千円)
第三者承継により経営資源を引き継ぐ取組を支援	株式譲渡契約等における譲渡対価、外注費	株式譲渡等により以下要件を満たす事業を引き継ぐ県内事業者 ①県内に本店又は主たる事業所を有すること ②従業員を5名以上雇用していること ③市町村・商工会若しくは商工会議所が地域に必要と認める事業であること ④島根県事業承継・引継ぎ支援センターに登録し、従前から継続的支援を受けていること ※その他要件あり	1/2	10,000

※1「法認定等」とは、経営力強化法に基づく経営革新計画の承認、経営力向上計画の認定、先端設備等導入計画の認定をいう。

募集期間

補助金①：令和3年3月18日(木)～令和3年4月28日(水)

第1回公募

補助金②：令和3年4月上旬頃～令和4年1月31日(月)
(準備でき次第募集開始)

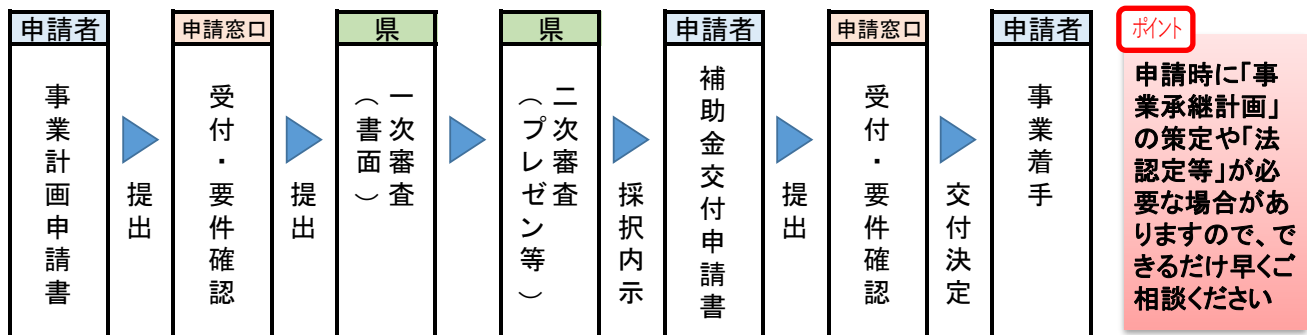
随時募集

申請・相談窓口

補助金①：最寄りの商工会・商工会議所、島根県中小企業団体中央会、しまね産業振興財団

補助金②：島根県 商工労働部 中小企業課 経営力強化支援室(県東部)
西部県民センター 商工観光部 商工観光課(県西部)

補助事業の流れ



※交付決定となったものは、原則として「企業名」、「事業名」を県ホームページで公表します。

詳しくは、県ホームページでご確認ください。
申請様式をダウンロードできます。

島根県事業承継新事業活動等支援補助金

検索

